

第2子以降のベビーシッター利用支援事業補助金の利用案内 令和5年度版

事業の詳細については、必ず区ホームページをご参照ください。

1 対象者

ベビーシッター利用支援事業（事業者連携型/待機児童対策）を活用する児童の保護者

2 対象となる要件

(1) 対象児童

0歳から満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの第2子以降の児童

※令和2年(2020年)4月2日以降に出生した児童

(2) 対象期間

令和5年10月1日から令和6年3月31日までのご利用分

(3) 補助対象額

ベビーシッター事業者から請求される料金のうち、純然たる保育サービス提供対価(税込)(1時間あたり150円)のみが補助対象です。入会金、会費、交通費、キャンセル料、おむつ代等の実費その他保育サービスの提供に付随する料金は補助対象外です。

(4) 補助上限額

月額33,000円

3 補助金請求までの流れ

ベビーシッター（事業者連携型/待機児童対策）ご利用後に以下の手続きを行ってください

- (1) ベビーシッター事業者から「領収書」及び「利用明細書等」の交付を受けてください。
- (2) 【提出書類】を揃え、区に補助金を申請します。

4 申請方法

次の書類を、江戸川区子育て支援課計画係へ郵送又は窓口にてご提出ください。

【提出書類】

- ① 令和5年度多子世帯ベビーシッター事業者連携型事業申請書兼支払金口座振替依頼書
 - ② 領収書の原本(原本が提出できない場合は、領収書の写し)
 - ③ 利用明細書等(利用した児童名、利用日、利用時間、利用料の内訳がわかるもの)※1
※1 領収書の原本で内容(利用した児童、利用日、利用時間、利用料の内訳)が確認できる場合は、省略可能です。
- (注)②～③はベビーシッター事業者が発行(③は写しでも可能)

【書類提出期限及び交付スケジュール】

交付回	対象期間	提出期限	入金予定日
第1回	令和5年10月～12月利用分	令和5年1月20日まで	令和6年2月末
第2回	令和6年1月～3月利用分	令和6年4月15日まで ※消印有効	令和6年5月末

提出期限までに必要書類のご提出がない場合は、補助対象外となりますので、書類が揃い次第、お早めにご提出ください。なお、領収書の発行に時間がかかるなどの事情により、提出期限に間に合わない場合は下記担当にご連絡ください。

※入金予定日は審査の状況によって前後する場合がございます。

【担当】

江戸川区子ども家庭部子育て支援課計画係(本庁舎東棟3階7番窓口)

住所：〒132-8501 東京都江戸川区中央1-4-1

電話番号：03-5662-0659

